

仙台市 農政だより

2025年 春号



【発行】仙台市経済局農林部(農林企画課、農業振興課、農業土木課)

とれたて仙台

仙台の大地の贈り物

令和7年度農林部主要事業及び新規事業概要

図は令和7年度の新規事業です

経営体の確保・育成

●農業担い手総合支援

地域農業の中心的な役割を担う集落営農組織、認定農業者、次世代を担う新規就農者など、幅広い担い手の支援を実施します。

●農業用機械・施設等整備費補助

農業所得の向上と安定的な生産を推進するため、パイプハウスの設置や集団転作等に必要な機械、施設の整備に対する補助を行います。

●図アグリ経営アドバイザー

地域農業を支えている集落営農組織を次の世代に引き継ぐため、経営体制の強化に向けた様々な助言を行う専門家派遣等を実施します。

生産基盤の強化

●農業用施設整備

地域内の幹線水路の改修整備や用排水路を整備し、基盤整備を進めるとともに災害に強い農村環境の向上を図ります。

●農業用施設管理

農業用施設を適切に維持管理するため、施設管理委託や修繕等の工事を行います。

●土地改良事業

西部地区のは場整備の推進等を行います。

魅力ある地域の形成

●多面的機能維持

国の日本型直接支払制度を活用し、地域の基礎的保全活動や中山間地等での耕作放棄地の発生を抑制するための地域共同活動等を支援します。

●有害鳥獣対策事業

防護柵の設置支援等と併せて、地域ぐるみの捕獲対策の推進や、鳥獣被害対策実施体の報酬改定など捕獲体制の充実を図ります。

収益性の向上と所得の確保

●みらいのせんだい農業スマート化

米・大豆等の生産における作業の省力化・効率化を図るため、集落営農組織が導入する自動操舵等のスマート農業機械に対して補助を行います。

●図水田輪作モデル構築事業

産学官連携のプロジェクトチームを形成し、モデル農地でスマート農業や環境負荷低減等の新技術を用いた効率的で収益性が高い輪作体系を検証し、実効性を高めるための取組を行います。

●地産地消機会のための情報発信

「とれたて仙台」インスタグラム及びホームページによる情報発信や地産地消月間と「とれたて仙台フェア」を開催します。

●図学校給食における地産地消推進

仙台産農産物の消費拡大のため、栄養士等と地域の生産者をつなぐ交流会を実施します。

水田政策の見直しの方向性について

令和7年2月発行の「仙台市農政だより2025年冬号」にて“5年水張りルールのお知らせ”を掲載いたしましたが、その後、農林水産省より「水田政策の見直しの方向性について（概要）」が示され、水田政策を令和9年度から根本的に見直すための検討を令和7年度から開始するとの通知がありました。

以下、現時点において農林水産省から示されている「水田活用の直接支払交付金」（以下、「水活交付金」）に関する情報をご案内いたします。

○水田を対象として支援する「水活交付金」を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」（過去5年間に一度も水張りが行われていない農地は「水活交付金」の対象外となる）は求めない。

○現行の「水活交付金」の令和7年度、8年度の対応として、連作障害を回避する取組（土壌改良資材の施用、土壌に係る薬剤の散布等）を行った場合も、「5年水張りの要件」に該当する。

○麦・大豆・飼料作物の交付金や産地交付金は、水田・畑に関わらない支援への見直しを検討する。具体的な内容は今後示される見込みのため、農林水産省より新たな通知等がありましたら、改めてご案内いたします。

【農業振興課生産支援係 電話：214-8335】

「仙台市旬の香り市」に出店しませんか

「仙台市旬の香り市」は、市民に新鮮な地場産農産物や農産加工品を販売することを通じて、仙台の農業を理解していただくために開催している直売会で、仙台市と市内の農業者等で構成する「仙台市旬の香り市実行委員会」が主催しています。

令和6年には、勾当台公園カフェ前で4月から11月までの期間中毎月2回のペースで合計16回開催。せんだい農業園芸センターでも5月から10月までに計6回開催しました。

市内の農業者や農業者の団体で「仙台市旬の香り市」に出店を希望される方や、「仙台市旬の香り市」に限らず、その他のイベント等への出店を希望される方は下記までご連絡ください。



【農業振興課 農食ビジネス推進室 電話:214-8266】

盛土規制法の運用を開始します

令和3年の静岡県熱海市での大雨に伴う盛土の崩落によって発生した大規模な土石流災害等を教訓として、危険な盛土等を包括的に規制するため、令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称、盛土規制法）が施行されました。

仙台市では令和7年5月23日から盛土規制法の運用を開始します。



仙台市
ホームページ

【市内全域を規制区域に指定します】

国土交通省及び農林水産省が盛土規制法に基づき定めた基本方針などを踏まえ、仙台市全域を宅地造成等工事規制区域もしくは特定盛土等規制区域のいずれかに指定し、一定規模を超える盛土等を規制対象とします。規制区域について詳しくはホームページをご覧ください。

【農地等への盛土も対象になる場合があります】

農地転用により、土地を盛土・切土する行為や土砂を一時仮置きする行為は規制の対象となる場合があります。また、1m以上の盛土を行う農地改良工事についても規制の対象となる場合があります。事前に仙台市都市整備局開発調整課へご相談ください。

【開発調整課 審査指導第一係(青葉区・泉区) 電話:214-8344

審査指導第二係(宮城野区・若林区・太白区) 電話:214-8319】

野菜・花き用パイプハウスの設置を助成します

野菜・花き等の安定生産及び安定供給を図るために必要な施設整備として、パイプハウス設置にかかる費用の一部を助成します。補助率、要件等詳細については、下記へお問い合わせください。

今年度中に施設を設置予定で助成を希望される方は、6月5日(木)までに事前調査票(※)を下記へ提出してください。(※)事前調査票は下記のほか、JA仙台的仙台中央・仙台西部営農センターでも配布しています。

◆対象者：①認定農業者 ②認定新規就農者 ③エコファーマー及び環境負荷低減事業活動実施計画の認定者(みどり認定)

【農業振興課担い手支援係 電話:214-7327/FAX:214-8338】

「地域計画」を策定しました

地域農業の将来の在り方を示す「地域計画」について、これまで、各地域で原案の協議や説明会を開催し、決定手続きを経て、令和7年3月31日に策定しました。地域計画の縦覧を希望する方は農業振興課にお越しください。

なお、策定後も必要に応じて概ね年1回程度、変更する予定です。

※「地域計画」：農業経営基盤強化促進法に基づき、地域農地の概ね10年後の耕作者を示した「目標地図」を含めた地域農業の将来の在り方をまとめたもの。



仙台市
ホームページ

【農業振興課担い手支援係 電話:214-7327】

環境保全型農業に取り組む農業者団体を支援します

環境保全型農業直接支払交付金制度では、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体を支援しています。申請する場合は、農業者2戸以上で構成される農業者団体を設立し、5年間の事業計画について市から認定を受ける必要があります。

来年度以降、新たに環境保全型農業直接支払交付金の申請をお考えの方は、下記までご相談ください。

取組み内容	有機農業	堆肥の施用	緑肥の施用	総合防除	炭の投入
交付単価 (10aあたり)	14,000円	3,600円	5,000円	4,000円	5,000円

※長期中干し800円/10aの取組みは令和7年度より多面的機能支払交付金に移行しています。

【農林企画課農地活用係 電話:214-8334】

事業要件、交付単価などの詳細については、農林水産省ホームページをご確認ください。



農業サポーターを利用しませんか 〜みのりの会より〜

みのりの会は「仙台市農業サポーター養成講座（せんだい農楽校）」で農業の基礎を学び、現場実習を重ねた方々で組織されています。新たに令和6年度の講座修了生16名が加わり、総勢98名の会員が農業者からの依頼を受け、一年を通してさまざまな農作業の支援を行っています。

2時間程度の作業から長時間作業まで、必要に応じて各種農作業をサポートします。農業サポーターの利用や費用についてのご相談は下記へご連絡下さい。

◆主な作業内容

播種、定植、トンネルかけ、除草、収穫、出荷調製、田植え、稲刈り、果樹類の摘果、たい肥づくり・散布等の農作業全般

【仙台ターミナルビル(株) 荒井事業所 電話:762-9667】

3月から6月まで春の農作業確認運動展開中です

乗用型トラクターなど農業機械の転落・転倒による死亡事故が多く発生していることから、今年のスローガンとして「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」を掲げています。

○事故防止対策として

- ・ほ場周辺の危険箇所の確認をしましょう
- ・危険箇所での減速や迂回ルートの設定など、危険回避行動をとりましょう
- ・道路端や曲がり角の草刈りや路肩の補強など、危険箇所の改善をしましょう

○被害軽減対策として

- ・乗用型の農業機械に乗車する時は、シートベルト・ヘルメットを着用しましょう
- ・安全フレームやシートベルト等が装備されたトラクターを使用しましょう

【農業振興課生産支援係 電話:214-8335】

新規就農・雇用就農を支援する事業の募集をしています

新規就農及び雇用就農に係る経費の一部を助成します。要件等詳細については、下記へお問い合わせください。

事業	新規就農希望者研修支援事業	雇用就農支援事業
対象者	新規就農希望者の研修を受け入れる認定農業者等	新規で雇用者を採用した認定農業者
助成金	5,000円/日 研修者1人につき5万円/月、最長6ヶ月が上限	5,000円/日 雇用就農者1人につき5万円/月、最長4ヶ月が上限
募集期間	研修受入農業者の登録は随時 就農希望の相談があった際に登録農業者と個別でマッチング	令和7年7月11日まで ※令和7年4月1日以降に採用した方がいる場合が対象

【農業振興課担い手支援係 電話:214-7327】

レクリエーション農園を支援します

市民がレクリエーション目的で野菜などの栽培を行うレクリエーション農園について開設または修繕に必要な経費の一部を助成します。詳しくは下記へお問い合わせください。

また、開設している農園の情報について、市政だよりや市ホームページ等へ掲載を希望する方は、下記へご連絡ください。

対象経費	土地整備費、井戸工事費、看板設置費、駐車場整備費、休憩所及びトイレ設置費等
上限額	開設：30万円、修繕：15万円（但し、経費の1/2以内で、予算の範囲内とする）
要件	概ね10a以上の農園面積であること、入園契約等を締結すること、修繕の場合は過去にこの助成を受けていないこと等

【農林企画課農地活用係 電話：214-8334】

ため池管理ポータルサイトシステムが完成しました

ため池管理者のみなさまと仙台市とでインターネットを介して相互に連絡が行える「仙台市ため池管理ポータルサイトシステム」が完成いたしました。

これにより、大雨や地震、地すべり等でため池が被災した際に、お手元の携帯電話にて本市への対応依頼や連絡が容易に行えるようになります。ため池管理者のみなさまにポータルサイトシステムをご利用いただけるように、順次、操作方法の説明会についての案内を発送いたします。引き続き、仙台市のため池の管理について、ご協力の程よろしく願いいたします。

【農業土木課整備係 電話：214-8269】

水路やため池での水難事故に注意しましょう

4月下旬より農業用水の通水が始まり、9月中旬にかけて水路には大量の水が流れています。

毎年、全国では数多くの水難事故が発生しており、尊い命が失われています。水路やため池では絶対に遊ばないように注意して頂くとともに、ゴミの不法投棄防止にご協力願います。

【仙台市土地改良区連絡協議会】【農業土木課管理係 電話：214-7328】

ナガエツルノゲイトウの侵入に注意しましょう

特定外来生物ナガエツルノゲイトウが令和6年福島県内で発生確認されています。繁殖力、再生力が大きく、定着、まん延により水利施設や農地に大きな被害を及ぼす可能性があることから早期発見、早期駆除が重要です。



農研機構「ナガエツルノゲイトウの侵入定着を防ぎましょう」

【農業振興課生産支援係 電話：214-8335】

消防局からのお知らせ「野焼きを原因とする火災が増えています！」

野焼きを原因とした下草や枯草が燃える火災が全国で多発しています。

火災は貴重な森林資源や住民の財産に留まらず、時には人の命を奪います。

火災を起こさないよう、日頃からの注意と周囲へのお声がけをお願いします。

【消防局予防課予防企画係 電話：234-1111】

【発行】仙台市経済局農林部（農林企画課、農業振興課、農業土木課）
〒980-0803 青葉区国分町3丁目6番1号 表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）
電話 022-214-8265 FAX 022-214-8338（農林企画課）

◆Eメール kei008110@city.sendai.jp（農林企画課）

◆H P <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>



仙台市農林水産業ページ



とれたて仙台WEBページ